

○芸西村移住促進等空き家再生住宅の管理運営に関する条例施行規則

平成26年9月12日

規則第9号

改正 平成28年6月9日規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、芸西村移住促進等空き家再生住宅の管理運営に関する条例（平成26年条例第19号。以下「条例」という。）の施行に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(賃貸住宅選定結果通知)

第3条 条例第5条の規定に従い、賃貸住宅として選定された空き家に関しては、所有者に対して芸西村空き家再生等推進事業対象物件決定通知書（様式第2号）による通知を行うものとする。

2 賃貸住宅として選定されなかった空き家に関しては、所有者に対して芸西村空き家再生等推進事業対象外通知書（様式第3号）による通知を行うものとする。

(所有者との契約)

第4条 条例第6条第1項に規定する賃貸借契約は、土地建物賃貸借契約書（様式第4号）によるものとする。

(賃借料)

第5条 賃貸住宅の賃借料は、空き家再生住宅にかかる土地及び建物の固定資産税相当額及び、第17条に規定する建物の損害保険に所有者が加入するときは、その相当額とする。

2 前項で定める賃借料は、経済情勢、公租公課等の変動などにより必要が生じたときは、利用期間中であっても、所有者と協議のうえ変更することができる。

3 第4条の規定に従い、所有者と芸西村の間で賃貸借契約が締結された日から起算して10年間は毎年12月末に1年分ずつの賃借料を芸西村が所有者に対して支払うものとする。賃貸借契約の締結日が同年度の12月以降となる場合には、翌年度の12月に締結日から起算して算出した賃借料を支払うものとする。

(空き家再生住宅の名称)

第6条 空き家再生住宅の名称は、別表(1)のとおり定める。

(所有者への明渡し)

第7条 条例第8条第1項の規定する賃貸借契約の解除の届出は、移住促進等空き家再生住

宅賃貸借契約解除届出書（様式第5号）によるものとする。

- 2 村長は、条例第8条第1項に規定により、賃貸借契約の解除を承認したときは、移住促進等空き家再生住宅賃貸借契約解除承認通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（利用申込み）

第8条 条例第12条第1項の規定により、空き家再生住宅の利用の申込みをしようとする者（以下「利用申込者」という。）は、移住促進等空き家再生住宅利用申込書（様式第7号）及び利用申込に係る誓約書（様式第8号）を村長に提出しなければならない。

（空き家入居者選考委員会）

第9条 条例第13条の規定による意見を聞くために空き家入居者選考委員会を置く。

- 2 委員会は5人以内を持って組織し、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 村議会議員

- (2) 学識経験者

- 3 前項の委員会の委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とし、再任はこれを妨げない。

（利用決定通知）

第10条 条例第12条第2項に規定する利用決定者に対する通知は、移住促進等空き家再生住宅利用決定通知書（様式第9号）によるものとする。

- 2 前項に当てはまらなかった者に対する通知は、移住促進等空き家再生住宅利用不可通知書（様式第10号）によるものとする。

（利用者との契約）

第11条 条例第15条第1項に定する契約は、移住促進等空き家再生住宅賃貸借契約書（様式第11号）によるものとする。

（連帯保証人）

第12条 条例第14条第1項に規定する連帯保証人は、同項に規定するもののほか、次の条件を具備する者でなければならない。

- (1) 未成年者でないこと。

- (2) 市町村村税等（国民健康保険料・税を含む。）を滞納していないこと。

- 2 利用決定者は、条例第14条第1項に規定する連帯保証人が死亡したとき、又は前項に規定する連帯保証人の資格を欠くに至ったときその他やむを得ない理由により連帯保証人を変更しようとするときは、速やかに新たに同項及び前項に規定する資格を満たす連帯保証人を定め、移住促進等空き家再生住宅連帯保証人変更承認申請書（様式第12号）を

村長に提出し、その承認を得なければならない。

- 3 村長は、前項の申請があった場合は、連帯保証人の資格を審査し、その変更を承認したときは、移住促進等空き家再生住宅連帯保証人変更承認通知書（様式第13号）により当該申請者に通知するものとする。

（利用の承継）

第13条 条例第16条の規定により利用の承継をしようとする者（以下「承継申請者」という。）は、当該利用の承継の原因となる事実の生じた日から30日以内に、移住促進等空き家再生住宅利用承継承認申請書（様式第14号）を村長に提出しなければならない。

- 2 村長は、前項の申請があった場合は、承継申請者が条例第11条に規定する条件を具備し、かつ、次の各号のいずれかに該当する認めるときは、利用の承継を承認することができる。ただし、利用者が条例第25条第1号から第6号までのいずれかに該当する者であると認めるときは、利用の承継を承認しない。

- (1) 承継申請者が、入居開始から引き続き当該空き家再生住宅に居住している者であるとき。

- (2) 前号に掲げるもののほか、村長が承継することが適当と認める特別の事情がある者であるとき。

（利用料）

第14条 条例第17条第1項に規定する利用料は、月額とし、その額は次の各号に掲げる項目の兼ね合いに応じ、別表(1)に定める額とする。

- (1) 貸出し前に要した修繕費用
- (2) 間取り、延床面積等
- (3) 駐車場の有無
- (4) 立地等
- (5) 修繕積立金
- (6) その他

（利用料の納付期限の特例）

第15条 条例第18条第2項の規定により利用料の納付の期限については、その期限となる日が日曜日若しくは土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178条）に規定する休日又は1月2日若しくは同月3日（以下この条において「日曜日等」という。）にあたるときは、その日後の直近の日曜日等以外の日をもって当該期限とみなす。

（利用料の督促）

第16条 村長は、利用者が条例第18条第2項に規定する納期限までに利用料を納付しないときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(建物の損害保険料)

第17条 建物の損害保険等への加入は所有者と村長との協議によるものとする。

(利用者の明渡し)

第18条 利用者は、空き家再生住宅を明け渡そうとするときは、移住促進等空き家再生住宅退去届(様式第15号)を村長に提出しなければならない。

(利用者への明渡し請求)

第19条 条例第25条に規定する空き家再生住宅の明渡し請求は、移住促進等空き家再生住宅明渡し請求書(様式第16号)により行うものとする。

(その他)

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年6月9日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(1)(第6条、第14条関係)

住宅の名称	所有者との契約期間	所在地	構造	面積	用途	利用料
下中1	平成28年2月2日～ 平成38年2月1日	芸西村和食甲 2106番地	木造平 屋造	142.07m ² (6LDK)	移住者支 援住宅	月額20,000円
和食浜 西1	平成28年2月2日～ 平成38年2月1日	芸西村和食甲 4647番地69	木造平 屋造	75.91m ² (4 DK)	お試し住 宅	月額10,000円

様式第2号(第3条関係)

(表)

芸西村空き家再生等推進事業対象物件決定通知書

第 号
年 月 日

様

芸西村長 印

年 月 日付けで芸西村空き家再生等推進事業申込書により申込みされた
空き家物件について、芸西村空き家再生等推進事業の対象物件として決定したので通知し
ます。

なお、この決定は、契約期間が定められており、期間の満了によってその効力が失われ
ますので、所有者は、契約期間が満了するときまでは、芸西村との土地建物賃貸借契約に
より当該物件を貸し出さなければなりません。

当事業の対象物件として 決定した空き家所在地	高知県安芸郡芸西村
所有者氏名	
申込者氏名	
契約手続期限	年 月 日
契約締結予定日	年 月 日
契約満了日	年 月 日 まで
利用決定の取消し	1 芸西村空き家再生等推進事業申込書に虚偽の記載をしたこと が判明したとき。 2 契約手続期限までに契約手続きをしないとき。 3 所有者が(裏)の各項目を遂行できないとき。 4 芸西村が当事業を促進していく上で、該当物件の運営管理に 支障を来すと判断されたとき。

備考

契約手続期限までに土地建物賃貸借契約書を提出して下さい。

(裏)

芸西村空き家再生等推進事業における空き家物件の運営管理に関する主な内容

標記についての主な内容は、次のとおりです。

- 1 所有者は、芸西村が円滑に当該物件の管理運営を進めるために、芸西村と10年間の土地建物賃貸借契約を締結しなければならない。契約の形態は、定期賃貸借契約とする。
- 2 所有者は、芸西村が10年間の契約期間中に借上げた当該物件を移住促進に供する目的で一定改修し、芸西村移住促進空き家再生住宅として移住者に転貸して運営管理することを承諾しなければならない。
- 3 2の「一定改修」は、芸西村が当事業を進めていく上で必要な改修内容となるため、その改修に関する所有者の意向等は反映されないことについて、所有者は承諾しなければならない。
- 4 芸西村が2の一定改修を実施し契約満了日まで管理運営するが、所有者は契約満了後に芸西村による改修箇所の復元を求めないことについて同意しなければならない。
- 5 10年間芸西村が中間保有し、所有者の一切の改修費用負担なく、芸西村が当該物件を改修し、移住者に転貸することで管理運営していくため、当事業による所有者への直接の家賃収入には繋がらないことを理解及び承諾しなければならない。
- 6 10年間の契約中に、所有者の都合により芸西村との契約を解除できないことについて同意しなければならない。
- 7 所有者が暴力団員であることが判明したとき(同居親族が該当する場合を含む。)は、村長が所有者との契約を解除でき、その時点で改修工事が完了している場合には、改修費総額を所有者に請求できるものとする。

様式第3号(第3条関係)

芸西村空き家再生等推進事業対象外通知書

第 号
年 月 日

様

芸西村長 印

年 月 日付けで芸西村空き家再生等推進事業申込書による申込みのあった空き家物件について、該当物件が芸西村空き家再生等推進事業の対象物件となりませんでしたので通知します。

申込みのあった空き家所在地	高知県安芸郡芸西村
所有者氏名	
申込者氏名	
理由等	

様式第4号(第4条関係)

土地建物賃貸借契約書

1 賃貸借の目的物

土 地	所 在 地	高知県安芸郡芸西村			
	敷 地 面 積	m ²			
建 物	所 在 地	高知県安芸郡芸西村			
	延 床 面 積	1階	m ²	2階	m ²
	構 造	造 階 建		建 築 時 期	年
	間 取 り				

2 契約期間

始 期	年	月	日
終 期	年	月	日

3 貸主

住 所	〒
氏 名	
連 絡 先	

4 借主

住 所	〒781-5792 高知県安芸郡芸西村和食甲1262番地
氏 名	芸西村長

(契約の締結)

第1条 貸主 (以下「貸主」という。)及び借主 芸西村長 (以下「借主」という。)は、頭書1に記載する賃借物の目的物(以下「本物件」という。)について、以下の条項により土地建物賃貸借契約(以下「本契約」という。)を締結した。

(使用目的)

第2条 借主は、前条の本物件を芸西村移住促進等空き家再生住宅の管理運営に関する条例(平成26年条例第19号。以下「条例」という。)に定める空き家再生住宅に供するものとし、この目的外に使用し、又は使用权を他に譲渡してはならない。

(契約期間)

第3条 契約期間は、頭書2に記載するとおりとする。

(賃借料)

第4条 借主は、空き家再生住宅に係る土地及び建物の固定資産税相当額及び、条例施行規則第17条に規定する建物の損害保険に貸主(頭書3)が加入するときはその相当額を賃借料として、貸主に支払わなければならない。

2 借主は、毎年12月末に1年分の賃借料を支払うものとする。

3 1年に満たない期間の賃借料は、1年を365日として日割計算により算出した額とし、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(使用前修繕)

第5条 借主は、空き家再生住宅として利用者へ貸し出す前に、必要に応じて修繕を行うものとする。この場合において、本物件の原形を変更する修繕を行おうとするときは、貸主の承諾を得なければならない。

2 借主は、賃貸借期間満了又は本契約の解除により、本物件を貸主に返還する場合には、これを原形に回復する義務を負わない。

(所有者の責務)

第6条 貸主は、条例第6条第2項に規定する期間前に空き家再生住宅の明渡しを希望する場合は、当該空き家再生住宅の明渡しを希望する日の1年前から6月前までの間に、借主に賃貸借契約の解除の届出をし、承諾を得なければならない。

2 貸主は、前項の規定により空き家再生住宅の明渡しを希望する場合は、条例の別表に定めるところにより、条例第7条第1項に規定する空き家再生住宅の修繕に要した費用を村に返済しなければならない。

3 貸主は、借主の承諾を得ないで空き家再生住宅を他の者に売却し、又は担保等に供してはならない。

(土地及び家屋の管理等)

第7条 借主は、善良な管理者の注意を払い、空き家再生住宅を管理し、及び運営しなければならない。

(協議)

第8条 貸主及び借主は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法(明治29年法律第89号)その他の法令及び条例に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

貸主と借主は、本物件について上記のとおり賃貸借契約を締結したことを証するため、本契約書2通を作成し、記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

貸主

住所

氏名

印

借主

住所 高知県安芸郡芸西村和食甲1262番地

氏名 芸西村長

印

備考

- 1 貸主の住所、氏名は自署する。
- 2 貸主の印は実印とする。

添付書類

- 1 土地及び建物の所有者であることを証する書類（登記簿謄本又は固定資産名寄帳兼課税台帳の写し）
- 2 貸主の印鑑登録証明書（発行した日から起算して3月以内のものに限る。）

様式第5号(第7条関係)

移住促進等空き家再生住宅賃貸借契約解除届出書

年 月 日

芸西村長 様

申請者 住所
氏名
電話

㊟

住 宅 の 名 称	
解 除 年 月 日	年 月 日
解 除 理 由	
契 約 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

様式第6号(第7条関係)

移住促進等空き家再生住宅賃貸借契約解除承認通知書

第 号
年 月 日

様

芸西村長

印

年 月 日付けで届出のあった移住促進等空き家再生住宅賃貸借契約の解除について、下記により承認します。

記

住 宅 の 名 称	
解 除 年 月 日	年 月 日
解 除 理 由	
契 約 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
経 過 年 数	1年未満 ・ 年以上 年未満
返 済 額 (※)	円
納 入 期 日	年 月 日

(※)…芸西村移住促進等空き家再生住宅の管理運営に関する条例第8条第2項に定めるとおり、別表の経過年数に基づく返済金算定率から割り出した額とする。

様式第7号(第8条関係)

移住促進等空き家再生住宅利用申込書

年 月 日

芸西村長 様

申込者 住所
氏名 ㊟

私及び同居者は、利用条件を理解し、芸西村に移住する意思をもって、次のとおり、芸西村移住促進等空き家再生住宅を利用したいので、申し込みます。なお、記載事項が事実と相違した場合は、申込みを無効とされても異議を申しません。

1 利用を希望する住宅の名称

芸西村移住促進等空き家再生住宅 (第2希望、第3希望)

2 利用を希望する動機

※芸西村または高知県への移住定住に関するお考えをご記入ください。

3 利用申込者及び同居者の状況

氏名	生年月日	性別	続柄	住所	電話番号	職業等
			本人			

※「続柄」は代表者からの続柄を記入してください。

4 添付書類

- (1) 利用申込者及び同居者の住民票の写し
- (2) 利用申込者及び同居者の収入を証する書類（お試し滞在住宅の場合は省略）
- (3) 利用申込者及び同居者の市町村税等（国民健康保険料・税を含む。）納税証明書
- (4) 利用申し込みに係る誓約書

様式第8号(第8条関係)

利用申込みに係る誓約書

年 月 日

芸西村長 様

申込者 氏名 ㊦

私は、芸西村移住促進等空き家再生住宅の利用を申し込むに当たり、次の事項について誓約します。

- 1 私及び同居者は、芸西村移住促進等空き家再生住宅の管理運営に関する条例及び同施行規則の趣旨等を理解した上で、申込みを行います。
- 2 私及び同居者は、地区の活動に積極的に参加するとともに、芸西村の生活文化、自然環境への理解を深め、居住者としての自覚を持ち、よりよき地域住民となるよう努めます。
- 3 私及び同居者は、暴力団員ではありません。
- 4 私及び同居者が暴力団員であるときは、利用の決定がなされなくても異議はありません。
- 5 利用後に私及び同居者が暴力団員であることが判明した場合には、利用決定を取り消され、又は明渡し請求をされても異議はありません。
- 6 村が、私及び同居者の情報について、警察に照会することに同意します。

〔 暴力団員とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（暴力団員ではなくなった日から5年を経過していない者を含む。）をいう。 〕

様式第9号(第10条関係)

(表)

移住促進等空き家再生住宅利用決定通知書

第 号
年 月 日

様

芸西村長 印

年 月 日付けで申し込みのあった芸西村移住促進等空き家再生住宅の利用について、次のとおり決定したので通知します。

なお、この決定は、利用の期間が定められており、期間の満了によってその効力が失われますので、利用者及び同居者は、利用期間が満了するときまでに当該住宅を明け渡さなければなりません。

利用決定した住宅の名称	芸西村移住促進等空き家再生住宅				
所在地	〒 -				
利用手続期限	年 月 日 まで				
利用期限	年 月 日 まで				
利用料	1ヶ月 円				
利用決定の取消し	1 利用申込書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。 2 利用手続期限までに利用手続をしないとき。 3 正当な理由なく利用可能日から15日以内に利用しないとき。				
利用決定者及び同居者	続柄	氏名	生年月日	年齢	備考
	本人		年 月 日	歳	
			年 月 日	歳	
			年 月 日	歳	
			年 月 日	歳	
			年 月 日	歳	

備考

- 1 利用手続期限までに移住促進等空き家再生住宅賃貸借契約書を提出して下さい。
- 2 移住促進等空き家再生住宅の使用に当たっては、裏面の注意事項を遵守して下さい。

(裏)

芸西村移住促進等空き家再生住宅利用条件の主な内容

芸西村移住促進等空き家再生住宅の利用条件の主な内容は、次のとおりです。

- 1 利用者は、空き家再生住宅の使用について必要な注意を払い、これを正常な状態に維持しなければならない。
- 2 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 空き家再生住宅を賃貸住宅以外の用途に使用すること。
 - (2) 空き家再生住宅を他の者に貸し、又はその利用の権利を他の者に譲渡すること。
- 3 利用者は、その氏名を変更したとき、又は出生、死亡若しくは転出等により同居者に異動が生じたときは、10日以内に居住者異動届を提出すること。
- 4 利用可能日から15日以内に利用すること。
- 5 利用者が、空き家再生住宅の原形を変更しようとするときは、あらかじめ所有者及び村長の承認を受けなければならない。
- 6 利用者の責めに帰すべき事由により、空き家再生住宅が滅失し、又は毀損したときは、利用者は、これを原形に復し、又はこれに要する費用を賠償すること。
- 7 空き家再生住宅を汚損し、若しくは毀損するおそれのある作業を営み、又は犬や猫などのペットを飼育するなど、迷惑となる行為をしないこと。
- 8 次の費用は、利用者が負担すること。
 - (1) 畳の表替え、破損ガラスの取替え、ふすまの張替え等の軽微な修繕及び給水栓、その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する経費
 - (2) 電気、ガス、水道等の使用料
 - (3) 浄化槽維持管理費及び衛生費（し尿処理に要する経費等）
 - (4) 建物及び利用敷地に係る除草等に要する経費
 - (5) その他居住に要する経費
- 9 利用料は、必ず毎月末日までにその月の分を支払わなければならない、滞納しないこと。
- 10 村長は、利用者が次のいずれかに該当する場合は、利用者に空き家再生住宅の明渡しを請求することができること。
 - (1) 不正の行為により入居したことが判明したとき。
 - (2) 利用料を3月以上滞納したとき。
 - (3) 地域社会の平穩を阻害する行為をしたとき。
 - (4) 芸西村移住促進等空き家再生住宅の管理運営に関する条例及び同施行規則の規定に違反したとき。
 - (5) 空き家再生住宅の利用期間が満了したとき、又は利用期間が満了する前に所有者と村長との間の賃貸借期間が終了したとき。
 - (6) 暴力団員であることが判明したとき(同居者が該当する場合を含む。)
- 11 前項の規定により村長から空き家再生住宅の明渡しの請求を受けた利用者は、速やかに当該空き家再生住宅を明け渡さなければならない、この場合、利用者は、損害賠償その他の請求をすることができないこと。
- 12 利用者は、利用期間が満了するとき及びやむを得ない事由により所有者との賃貸借契約が解除されるときまでに空き家再生住宅を明け渡すこと。
- 13 利用者は、空き家再生住宅の明渡しをしようとするときは、明け渡す日の14日前までに住宅退去届を村長に提出すること。また、明け渡す日に検査を受けること。
- 14 地区の活動に積極的に参加するとともに、芸西村の生活文化、自然環境への理解を深め、居住者としての自覚を持ち、よりよき地域住民となること。

様式第10号(第10条関係)

移住促進等空き家再生住宅利用不可通知書

第 号
年 月 日

様

芸西村長 印

年 月 日付けで申込みのあった芸西村移住促進等空き家再生住宅の
利用について、申込者による該当住宅の利用が認められませんでしたので通知します。

利用申込みされ た住宅の名称	芸西村移住促進等空き家再生住宅
所在地	〒 -

様式第11号(第11条関係)

移住促進等空き家再生住宅賃貸借契約書

1 賃貸借の目的物

土 地	所 在 地	高知県安芸郡芸西村			
	敷 地 面 積	㎡			
建 物	所 在 地	高知県安芸郡芸西村			
	延 床 面 積	1階	㎡	2階	㎡
	構 造	造 階 建	建築時期	年	
	間 取 り				

2 契約期間

始 期	年 月 日
終 期	年 月 日

(契約終了の通知をすべき期間 年 月 日から 年 月 日まで)

3 利用料等

利 用 料	月 額 円
支 払 期 限	当月分をその月末まで
支 払 方 法	

4 貸主

住 所	〒781-5792 高知県安芸郡芸西村和食甲1262番地
氏 名	芸西村長

5 借主

利用者及び同居者	続柄	氏名	生年月日	備考
	本人			
緊急時の連絡先	住所	電話 ()		
	ふりがな 氏名		利用者との関係	

(契約の締結)

第1条 貸主 芸西村長 (以下「貸主」という。)及び借主
(以下「借主」という。)は、頭書1に記載する賃貸借の目的物(以下「本物件」という。)について、以下の条項により借地借家法(平成3年法律第90号。以下「法」という。)第38条に規定する定期建物賃貸借契約(以下「本契約」という。)を締結した。

(使用目的)

第2条 借主は、本物件を居住のみを目的として使用しなければならない。

(契約期間)

第3条 契約期間は、頭書2に記載するとおりとする。

2 本契約は、前項に規定する契約期間の満了する日又はやむを得ない事由により解除される日より終了し、更新しない。ただし、空き家再生住宅の移住者支援住宅においては、村長及び利用者は、協議の上、利用期間の合計が3年を超えない場合、本契約の期間満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約をすることができる。

3 貸主は、法第38条第4項の規定により、契約期間が満了する日又はやむを得ない事由により所有者との賃貸借契約が解除される場合には、1年前から6月前までの間に、借主に解除の通知をしなければならない。

(利用料)

第4条 借主は、頭書3の記載に従い、利用料を貸主(頭書4)に支払わなければならない。

2 1月に満たない期間の利用料は、1月を30日として日割計算により算出した額とし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

3 貸主は、条例第17条第2項の規定により利用料を改定することができる。

(借主の費用負担)

第5条 次の費用は、借主の負担とする。

1 畳の表替え、破損ガラスの取替え、ふすまの張替え等の軽微な修繕及び給水栓、その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用

2 電気、ガス、水道等の使用料

3 浄化槽維持管理費及び衛生費(し尿処理に要する経費等)

4 建物及び利用敷地に係る除草等に要する経費

5 その他居住に要する経費

(利用者の保管義務)

第6条 借主は、空き家再生住宅の使用について必要な注意を払い、これを正常な状態に維持しなければならない。

(禁止又は制限される行為)

第7条 借主は、本物件の使用に当たり、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 本物件を住宅以外の用途に使用すること。

(2) 本物件を他の者に貸し、又はその利用の権利を他の者に譲渡すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、貸主が必要と認め禁止したこと。

2 借主は、本物件の使用に当たり、次に掲げる行為を行うときは、事前に貸主の承認又は許可を得なければならない。

- (1) 頭書5記載の者以外を同居させること。
 - (2) 借主が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時の同居者が、引き続き本物件に居住すること。
 - (3) 本物件の原形を変更しようとする事。
- (契約の解除等)

第8条 貸主は、借主が本契約の各条項に違反し、又は次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて催告の上、本契約を解除し、本物件の明渡しを請求することができる。

- (1) 不正な行為により入居したことが判明したとき。
 - (2) 利用料を3月以上滞納したとき。
 - (3) 地域社会の平穩を阻害する行為をしたとき。
 - (4) この条例の規定に違反したとき。
 - (5) 正当な理由によらないで30日以上空き家再生住宅を利用しないとき。
 - (6) 空き家再生住宅の利用期間が満了したとき、又は利用期間が満了する前に空き家再生住宅の所有者と村長との間の賃貸借期間が終了したとき。
 - (7) 借主又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。
- 2 前項の規定により空き家再生住宅の明渡しの請求を受けた借主は、速やかに当該空き家再生住宅を明け渡さなければならない。

(明渡し)

第9条 借主は、本物件を明け渡そうとするときは、明け渡す日の14日前までに貸主に届け出て、貸主の指定する者の検査を受けなければならない。

- 2 借主は、前項の検査のときまでに、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状回復しなければならない。ただし、貸主の承認を得たときは、この限りでない。

(立入り検査)

第10条 貸主は、本物件の管理上必要があると認めるときは、貸主の指定する者に本物件の検査をさせ、又は借主に対して適当な指示をさせることができる。

- 2 前項の検査において、現に使用している本物件に立ち入るときは、あらかじめ借主の承諾を得なければならない。
- 3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(連帯保証人)

第11条 連帯保証人は、借主と連帯して、本契約から生じる借主の債務（貸主が第3条第3項に規定する通知をしなかった場合においては、同条第1項に規定する期間内のものに限る。）を負担するものとする。

- 2 お試し滞在住宅の場合は連帯保証人を省略できる。

(協議)

第12条 貸主及び借主は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法（明治29年法律第89号）その他の法令及び条例に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

貸主と借主は、本物件について上記のとおり賃貸借契約を締結したことを証するため、本契約書2通を作成し、記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

貸主

住所高知県安芸郡芸西村和食甲1262番地
氏名 芸西村長 印

借主

住所
氏名 印

連帯保証人

住所
氏名 印

備考

- 1 借主及び連帯保証人の住所、氏名は自署する。
- 2 借主及び連帯保証人の印は実印とする。

添付書類

- 1 借主及び連帯保証人の印鑑登録証明書（発行した日から起算して3月以内のものに限る。）
- 2 連帯保証人の源泉徴収票、所得証明書その他収入を証する書類
- 3 連帯保証人の市町村税等（国民健康保険料・税を含む。）納税証明書

様式第12号(第12条関係)

移住促進等空き家再生住宅連帯保証人変更承認申請書

年 月 日

芸西村長 様

申請者

住宅の名称 移住促進等空き家再生住宅

氏 名 ㊟

下記のとおり連帯保証人を変更したいので、芸西村移住促進等空き家再生住宅の管理運営に関する条例施行規則の規定により申請します。また、連帯保証人は、利用者と連帯して利用料その他の債務を負うことを承諾します。

記

旧連帯保証人	住 所	〒 - 電話 ()		
	ふりがな氏名		利用者との関係	
新連帯保証人	住 所	〒 - 電話 ()		
	ふりがな氏名	㊟	利用者との関係	
変更の理由				

備考

- 1 連帯保証人の住所、氏名は自署する。
- 2 連帯保証人の印は実印とする。

添付書類

- 1 新連帯保証人の印鑑登録証明書(発行した日から起算して3月以内のものに限る。)
- 2 新連帯保証人の源泉徴収票、所得証明書その他収入を証する書類
- 3 新連帯保証人の市町村税等(国民健康保険料・税を含む。)納税証明書

様式第13号(第12条関係)

移住促進等空き家再生住宅連帯保証人変更承認通知書

第 号
年 月 日

様

芸西村長 印

年 月 日付けで申請のあった芸西村移住促進等空き家再生住宅の連帯保証人の変更については、下記のとおり承認します。

記

住宅の名称	芸西村移住促進等空き家再生住宅		
住宅の所在地	高知県安芸郡芸西村		
新 証 連 帯 保 人	住 所		
	氏 名		利用者との関係
変更承認年月日	年 月 日		

様式第14号(第13条関係)

移住促進等空き家再生住宅利用承継承認申請書

年 月 日

芸西村長 様

申請者 住所
氏名 ㊟
電話

下記のとおり利用者の地位を承継したいので、芸西村移住促進等空き家再生住宅の管理運営に関する条例施行規則第13条の規定により承認されるよう申請します。

記

住宅の名称	芸西村移住促進等空き家再生住宅			
現利用者氏名		現利用者との続柄		
申請者の住宅への利用年月日	年 月 日			
申請者及び同居者	氏名	続柄	生年月日	備考
		本人		
利用承継の理由				

添付書類

- 1 移住促進等空き家再生住宅賃貸借契約書
- 2 連帯保証人の印鑑登録証明書(発行した日から起算して3月以内のものに限る。)及び収入を証する書類
- 3 承継の理由となるべき事実が明らかとなる書類
- 4 その他村長が必要と認める書類

注意事項

承継の申請は、事実の発生した日から30日以内に行うこと。

様式第15号(第18条関係)

移住促進等空き家再生住宅退去届

年 月 日

芸西村長 様

届出者 住宅の名称 移住促進等空き家再生住宅
氏名 ㊟
電 話

次のとおり移住促進等空き家再生住宅を退去しますので、届け出ます。

退去年月日	年 月 日
退去の理由	
職員の確認事項	
1	住宅及び附帯設備の損傷 有 ・ 無 ()
2	畳・襖・障子の修繕 有 ・ 無 ()
3	残留物の有無 有 ・ 無 ()
4	その他の処理状況 ()
上記確認しました。 年 月 日 職員 氏名 ㊟	

様式第16号(第19条関係)

移住促進等空き家再生住宅明渡請求書

年 月 日

様

芸西村長

印

あなたは、芸西村移住促進等空き家再生住宅の管理運営に関する条例第25条の規定に該当するので、当該芸西村移住促進等空き家再生住宅の明渡しを請求します。

記

住宅の名称	移住促進等空き家再生住宅
利用者氏名	
契約締結日	年 月 日
契約期間	年 月 日 ~ 年 月 日
明渡し請求事由	芸西村移住促進等空き家再生住宅の管理運営に関する条例第25条第 号による
明渡し期限	年 月 日
その他	

様式第1号 略

様式第2号 (第3条関係)

様式第3号 (第3条関係)

様式第4号 (第4条関係)

様式第5号 (第7条関係)

様式第6号 (第7条関係)

様式第7号 (第8条関係)

様式第8号 (第8条関係)

様式第9号 (第10条関係)

様式第10号 (第10条関係)

様式第11号 (第11条関係)

様式第12号 (第12条関係)

様式第13号 (第12条関係)

様式第14号 (第13条関係)

様式第15号 (第18条関係)

様式第16号 (第19条関係)